

米空軍・米海兵隊による合同即応訓練の中止並びに  
F - 15 戦闘機の全面撤去を求める意見書

米空軍第18航空団は12月3日、嘉手納基地を拠点に米海兵隊岩国基地所属のFA-18戦闘機との合同即応訓練を開始した。

今回の訓練では、岩国基地から移動してきた海兵隊員約600人とFA-18戦闘機30機と共に、基地への攻撃を想定した異例の大規模訓練を7日まで実施する予定である。即応訓練によって、嘉手納基地周辺では早朝からFA-18戦闘機が立て続けに離陸し、爆音が鳴り響いた。嘉手納基地においては、深夜・早朝の離陸や外来機の飛来、GBS訓練、さらにはパラシュート降下訓練も行なわれるなど、昨年5月の米軍再編後もますます基地機能が強化されていることは、基地負担の軽減に逆行するもので、到底容認できるものではない。

また、米国での墜落事故を受けて11月4日から飛行を停止していた嘉手納基地所属のF-15戦闘機が、墜落原因が明らかにされない中、11月26日に飛行を再開したものの、11月28日には更なる点検が必要とのことで再び飛行停止の措置がとられている。米空軍は、F-15戦闘機の構造的欠陥が指摘されているにもかかわらず、事故原因が確定せず再発防止も施されないまま飛行を再開することは、断じて許されるものではなく、うるま市民を始め嘉手納基地周辺住民は強い憤りを禁じ得ない。

よって、うるま市議会は、県民や市民の生命・財産、安全を守る立場から嚴重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 嘉手納基地での新たな市民負担に繋がる訓練を一切行なわないこと。
2. 機体の構造的欠陥が指摘されるF-15戦闘機を嘉手納基地から即時撤去すること。
3. 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月7日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長  
沖縄県知事 沖縄県議会議長